

# 記載例

●住民票に記載されている住所を記入してください。

●離婚届と同時に、転入や転居をする場合は、新しい住所を記入し、住民異動届も提出してください。

ただし、休日・夜間窓口に提出する場合は、住民異動届の受付はできません。そのため、住所は、住民票に記載されている住所を記入していただき、後日、住民異動届をご提出ください。

●二人の話し合いによる離婚は「協議離婚」に☑

●戸籍の筆頭者ではない方が旧姓に戻る場合のみ記入してください。

●婚姻前の戸籍に戻る場合  
⇒☑もとの戸籍に戻る

●新しく旧姓で戸籍をつくる  
⇒☑新しい戸籍をつくる

●窓口または夜間窓口などへ提出する日を記入してください。

受付時間：午前 午後 時 分

令和 7 年 6 月 1 日 届出

愛媛県松山市長殿

第 号

補記 有・無

(1) 氏名	夫 マツヤマ タロウ	妻 マツヤマ ハナコ
生年月日	大正・昭和 平成 西暦 5 年 1 月 1 日	大正・昭和 平成 西暦 6 年 4 月 1 日
住所	松山市二番町4丁目 7番地2番	松山市北斎院町 712番地 2番
本籍	松山市二番町4丁目 7番地2番	
父母及び養父母の氏名と続柄	夫の父 松山 一 続き柄 母 マツ 長男	妻の父 愛媛 一郎 続き柄 母 山田 久子 二女
養父母の氏名と続柄	養父 松山 子規 続き柄 養母 みかん 養子	養父 続き柄 養母 続き柄 養女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日 確定 <input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日 認諾 <input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日 確定	
婚姻前の氏に もどる者の本籍	松山市北斎院町 712番地 (フリガナ) エヒメ ハナコ	
未成年の子の氏	夫が親権を行う子 松山 次郎、松山 三郎	
同居の期間	平成25年5月から 令和4年11月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所	松山市二番町4丁目 7番地2番	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業 営業職又は04	妻の職業 無職又は00
その他	※国勢調査の年のみ記入してください。	
届出人署名	夫 松山 太郎 印	妻 松山 花子 印
連絡先	夫 電話 089(948)6344	妻 電話 090(0000)0000

◎署名は必ず本人が自署してください。(押印は任意)

屋間繋がりがしやすい電話番号を記入してください。

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。届書は1通でけっこうです。外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。  
1 台湾  
2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)  
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本 和解離婚のとき→和解調書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名 (※押印は任意)	松山 一 印	山田 久子 印
生年月日	大正・昭和 平成 西暦 35 年 5 月 3 日	大正・昭和 平成 西暦 37 年 6 月 6 日	
住所	松山市三津3丁目 2番30号	松山市鷹子町812番地	
本籍	松山市三津3丁目 2番地 番	松山市鷹子町 812番地 1番	

●協議離婚(話し合いによる離婚)の場合は、成人2名の証人が必要です。ただし、裁判による離婚の場合は必要ありません。  
●必ず、証人が署名してください。(押印は任意)

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。  
今後は離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合はこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。  
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。  
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。  
父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。  
・未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。  
☑面会交流について取決めをしている。 (面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話やなどの方法で交流すること。)  
☐まだ決めていない。  
・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。  
☑養育費の分担について取決めをしている。 (養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイトによる収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。)  
☐まだ決めていない。  
このチェック欄についての法務省の解説動画  [こちら](#)  
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。

- 未成年の子がいる場合は、親権を行う方の欄に、必ず、子の氏名(フルネーム)を記入してください。
- 面会交流・養育費の分担についてチェックしてください。

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替問い合わせください。  
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】

★時間外受付について★  
※閉庁時に届出される方は、夜間窓口へお越しください。  
※毎週木曜日は19:00まで 毎月第2土曜日は8:30~17:00まで本館1階市民課での受付が可能です。



夜間窓口は地下1階です。本館と別館の間にある階段を降りてください。